

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業まんのう地区（ほ場整備事業）田淵・後山・五毛地区）計画を令和8年6月11日変更した。

その関係書類を県のウェブサイトにおいて令和8年6月26日から同年7月15日まで縦覧に供する。

令和8年6月19日

香川県知事 池 田 豊 人